

一般会計予算・決算審査特別委員会協議事項

開議日時：令和6年9月6日（金曜日）定例会散会后
場 所：取手市議会議場

1. 開議

2. 令和5年度決算審査について

- ・ 2日目（17日 火曜日）の審査順序について
- ・ 3日目（18日 水曜日）の開会時間について

3. その他

4. 散会

令和6年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査の進め方

委員会審査期間：9月13日、17日、18日

開議時間：1日目・2日目 午前 9時～

3日目 午後 1時～

○決算審査の進め方について※審査状況により変更する場合あり

(1) 1日目（13日 金曜日）午前9時～

- ・歳入
- ・第1款 議会費、第2款 総務費、第8款 消防費を一括審査
- ・第3款 民生費
- ・第4款 衛生費、第5款 農林水産業費、第6款 商工費を一括審査
- ・第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 諸支出金、第13款 予備費を一括審査

(2) 2日目（17日 火曜日）午前9時～

- ・第9款 教育費
- ・第7款 土木費
- ・総括質疑事項確定のための委員間討議

(3) 3日目（18日 水曜日）午後1時～

- ・副委員長による総括質疑
- ・委員のうち各会派代表者による総括質疑
- ・委員間討議
- ・討論、採決

○資料請求について

- ・資料請求は、会派ごとにまとめて9月5日（木曜日）午後1時までに、資料請求書様式に記入し、会派代表者から議会事務局に提出する。資料は9月12日（木曜日）正午までに全議員にメールにて配付する。
- ・資料請求は、特別会計、一部事務組合等に関するものは行わないこと。ホームページで既に公開されているものや本会議、委員会、議会基本条例に基づき資料請求をしたもの、前年度からこれまでに既に議員に提出して変更のない資料の提供は行わないこと。特定事業の過去10年の推移などは、事前に調査しておくべきものであり、担当課で資料のある範囲までの提供となる。

○質疑について

（1）質疑通告期限

質疑する日の前日（9月12日（木曜日）及び9月13日（金曜日））の午後1時までに議会事務局に提出

（2）質疑の方法

- ・質疑要旨は、質疑事項について具体的に記入する。
- ・質疑は1議題につき8分以内とする。（いずれも答弁時間は含まない。）
- ・他の委員の質疑応答から疑義がある委員により、議論を深めるための質疑を認める。

○総括質疑について

（1）総括質疑事項決定のための委員間討議

- ・これまで一般会計予算・決算審査特別委員会で行ってきた調査や協議の結果に加え、1日目及び2日目の審査を踏まえた上で、「総括」として質疑することが必要であると考えられる事項（総括質疑事項）を、委員間討議により検討・決定する。

（2）副委員長による総括質疑

- ・委員間討議を行った結果、委員会としての総括質疑として質疑することと決定した項目について、副委員長が総括質疑を行う。
- ・質疑時間の制限なし。

（3）委員のうち各会派代表者による総括質疑

- ・総括質疑事項決定のための委員間討議の中で挙げられた意見のうち、副委員長による総括質疑として取り上げられなかった内容で、総括質疑の希望がある場合、委員のうち各会派代表者による総括質疑を認める。
※このため、次の事項については各会派代表者による総括質疑は認められない。
- ・総括質疑事項決定のための委員間討議の中で挙げられなかった意見
- ・副委員長による総括質疑において質疑が行われる事項
- ・質疑時間は質疑のみ5分以内とする。（答弁時間は含まない。）
- ・質疑通告期限は、2日目（17日 火曜日）の委員会散会后1時間以内に、各会派代表質疑者より議会事務局に提出